別紙１－⑥

森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領

１．適用範囲

本要領は、以下に示すＩＣＴによる舗装工（以下、「舗装工（ＩＣＴ）」という。）に適用する。

以下のＩＣＴ建設機械による施工の積算に当たっては、森林整備保全事業における施工パッケージ型積算基準により積算を行うこととする。

・不陸整正（ＩＣＴ）
・下層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）
・上層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）

２．機械経費

２－１　機械経費

舗装工（ＩＣＴ）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、賃料については、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成11年７月１日付け11-13林野庁指導部長・国有林野部長通知）「１　設計単価の取扱いについて」(1)物価資料による場合により算定するものとする。

①不陸整正（ＩＣＴ）、下層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）、上層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
モータグレーダ	土工用・排出ガス対策型(2014年規制)・ブレード幅3.1m	賃料にて計上	ICT 建設機械経費加算額は別途計上

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

ＩＣＴ 建設機械経費賃料加算額は、建設機械に取り付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費で示すＩＣＴ建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

（１）不陸整正（ＩＣＴ）、下層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）、上層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）

対象建設機械：モータグレーダ

賃料加算額：49,000円／供用日

２－３　システム初期費

賃貸業者が行う、ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費

用として以下の費用を共通仮設費の技術管理費に計上する。

（1）不陸整正（ＩＣＴ）、下層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）、上層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）

対象建設機械：モータグレーダ
費用：623,000 円／式

３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量及び３次元設計データの作成費用については、当初設計には計上しないものとする。

ただし、工事の実施に当たり、３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正を含む。）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。

３－１ 費用の計上方法

共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。また、当該費用は間接費を含む額とし、現場管理費や一般管理費等の対象額に含めないこととする。 そのほか、下記の費用に関しては、間接工事費に含まれることから別途計上の対象とならない。

・３次元起工測量
基準点等の設置（従来の起工測量に含まれるもの）
・３次元設計データ作成
設計図書の照査に関する作業
その他協議図面作成に関する作業
完成図書作成に関する作業

３－２ 見積書の提出

受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

３－３ 費用を計上しない場合

以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。

・受注者から見積書の提出がない場合
・前工事又は設計段階で作成された３次元設計データを活用する場合
・発注者が貸与した３次元設計データを活用する場合

４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度を確保できる出来形計測を実施し、３次元設計データと計測点との離れを算出の上、出来形の良否を面的に判定する管理手法（以下「面管理」という。）を用い、３次元データ納品を行った場合は、以下により「３次元出来形管理・３次元データ納品に係る費用（外注経費等を含む。）」を計上できるものとする。

３－１ 計上対象となる出来形管理手法

以下のいずれかの計測手法により実施された面管理を対象とする。これ以外の森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（舗装工）実施要領に示された出来形管理については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるものとし、別途費用の計上は行わない。

①地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

②地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３－２ 費用の計上方法

受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、以下のいずれかの方法により算出するものとする。なお、見積書の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品に係る費用（外注経費を含む。）は計上しない。

（１）受注者から提出された見積書により、費用の妥当性を発注者が確認し、当該金額を計上する方法

（２）官積における共通仮設費率及び現場管理費率に、以下の補正係数を乗じて算出する方法

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

３－３ 留意事項

（１）当初積算においては、当該費用は計上しない。受注者からの見積書又は官積による補正係数により費用を計上する。

（２）費用を計上する際は、以下により金額を決定する。

①補正係数により算出した金額を計上する場合

補正係数により算出された金額＜受注者提出の見積書金額

②受注者からの見積書の金額を計上する場合

補正係数により算出された金額＞受注者提出の見積書金額

５．施工箇所が点在するＩＣＴ活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成12年３月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）「第６ 請負工事費の積算基準」及び森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて「３ 施工地域が点在する工事の間接工事費の積算」により積算するものとする。